

FITWeb ウィルスメールチェックサービス 契約約款

ウィルスメールチェックサービス(以下「本サービス」といいます。)は、北電情報システムサービス株式会社(以下「当社」といいます。)が運営するサービスであり、FITWeb接続会員のみが利用いただけます。本サービスをご契約いただく方(以下「契約者」といいます。)は、ウィルスメールチェックサービス契約約款(以下「本約款」といいます。)を必ずお読み下さい。

第1節 総則

第1条(約款の適用)

当社は、本約款により本サービスを提供します。

契約者は、本約款の他、「FITWeb インターネットサービス契約約款」「FITWeb・ADSL インターネットサービス契約約款」「FIT ドメインパック契約約款」(併せて、以下「会員規約」といいます。)を遵守しなければならないものとします。本約款の内容が会員規約と異なっている場合は、本約款を優先するものとします。

- 2 本約款に記載されていない条項については、会員規約を準用します。この場合において会員規約に記載されている「FITWeb 接続サービス」「FITWeb・ADSLインターネットサービス」「FIT ドメインパックサービス」(併せて、以下「提供サービス」といいます。)を「本サービス」と読み替えるものとします。

第2条(約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

- 2 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第2節 通則

第3条(品目)

本サービスは、契約者が提供サービスにおいてご利用されるメールボックスに届く電子メールをメールサーバにてウィルス検知及び駆除ソフトウェア(以下「ワクチンソフト」といいます。)を使用して、コンピュータウィルスの検知及び駆除を行います。

- 2 駆除可能なコンピュータウィルスは、当社が使用するワクチンソフトによる検知及び駆除の対応可能なコンピュータウィルスとします。
- 3 本サービスは契約者が本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器・通信回線、その他の機器へのコンピュータウィルスの検知及び駆除を行いません。

第3節 申込の承諾等

第4条(利用の申込)

本サービスの利用の申込は、当該サービスの内容を特定する為に必要な事項を記載した当社所定の契約申込書の提出、もしくはオンライン申込により行うものとします。

第5条(申込の拒絶)

理由の如何を問わず、当社が本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- 2 本サービス利用の申込の拒絶に際して、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第4節 料金等

第6条(料金)

契約者は、本サービスの利用料金表に定める利用料金を、会員規約に定める支払方法に従い、支払うものとします。

第5節 雑則

第7条(免責)

本サービスは、当社が使用するワクチンソフトのメーカーが把握し、かつ対応するパターンファイルを提供したウィルスにのみ対応可能となります。従って、対応していないウィルスが出現する可能性もあります。

- 2 本サービスは、ウィルスチェックとして不具合が生じないことを含め、弊社は明示的にも暗黙的にも保証は行いません。
- 3 弊社は、本サービスに関連して生じたお客さまおよび第三者の損害につき、結果的損害、付随的損害および遺失利益を含め、一切の補償・賠償を行いません。

附 則

この約款は、平成25年8月15日から実施します。